

皆さんの不安や疑問にお答えします

◆事務分担

質 問	回 答
<p>Q1) 特別区になると、税金、水道料金、保育料、市営住宅の家賃などが高くなると聞いたけど、本当はどうなの？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区の設置に伴い、税金や水道料金、保育料、市営住宅の家賃などが高くなることはありません。 ・なお、現在の大阪市税は、特別区税と大阪府税に税の納め先が分かれます。 ・水道料金については、水道事業を大阪府が担うこととなり、大阪府がその料金を徴収することとなります。 ・保育所や市営住宅については、それぞれの事業を特別区が担うこととなり、特別区が保育料と家賃を徴収することとなります。 ・これらの事業は、府市の再編に伴う事務の移管によって担い手が変わりますが、そのことによってサービス内容や料金等が変わるものではありません。
<p>Q2) 特別区になると、家庭ごみの収集が新たに有料化されると聞いたけど、本当はどうなの？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区の設置に伴い、ごみ収集が有料化されるということはありません。 ・家庭系ごみの収集業務についても、各特別区において大阪市と同様に実施されます。
<p>Q3) 特別区になると、介護保険の減免制度が変わると聞いたけど、本当はどうなの？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、大阪市が実施している介護保険の減免制度は、特別区の設置に伴いその内容が変わるものではありません。 ・介護保険事業は、特別区間での保険料やサービスのばらつきを生じさせないように特別区が共同して事務を行う一部事務組合で実施することとしています。 ・事務を引き継ぐにあたっては現在大阪市が実施しているサービスの内容や水準を維持することとしており、減免制度についても継続されます。
<p>Q4) 特別区になると、生活保護費が打ち切られたり、減額されると聞いたけど、本当はどうなの？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費は、国の制度に基づき支給しています。特別区の設置に伴い、制度の適用が変わるなど影響を受けるものではありません。
<p>Q5) 特別区になると、敬老パス、子ども医療費助成、塾代助成など、今の大阪市が独自で行っている住民サービスが廃止されると聞いたけど、本当はどうなの？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区の設置に伴い、敬老パス、子ども医療費助成、塾代助成などが廃止されることはありません。 ・特別区設置の際、大阪市が独自に行ってきた特色ある住民サービスは、その内容や水準を維持します。
<p>Q6) 別の特別区にある保育所や幼稚園などが使えなくなると聞いたけど、本当はどうなの？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所や幼稚園については、住民サービス維持の観点から、住民の皆さんのご利用に支障がないよう、特別区設置準備期間中に調整することとしています。 ・特別区が設置されると、保育所入所基準や特別区立となる幼稚園の入園資格は、特別区がそれぞれ設定することとなりますが、特別区間の入所・入園調整が必要な事項については、特別区間で協定を結ぶなどの連携手法等について、調整することとしています。
<p>Q7) 特別区になると、消防車や救急車の到着までの時間が長くなると聞いたけど、本当はどうなの？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区の設置に伴い、これまでの消防や救急のサービスが変わることはありません。 ・特別区の消防は、大阪府が実施することになりますが、現在の大阪市内の消防・救急の体制がそのまま移管されます。

<p>Q8) 特別区の災害対応はどうかの？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、4つの特別区がそれぞれ特別区長を本部長とする特別区災害対策本部を設置して対応します。 ・各区役所（地域自治区の事務所）においても、この対策本部の総括のもと、現在の区役所と同様に、住民等の安全確保や支援に向け、被災現場の対応に取り組みます。具体的には、被災者の救助活動や、被災者受入や避難誘導等の避難受入活動、被害状況の調査など、地域自治区内の災害対策活動を行うこととなります。 ・特別区設置当初から適切な災害対応が行えるよう、設置準備期間中に災害時のより具体的な体制や役割分担等の詳細を検討し、各特別区の地域防災計画に反映させる予定です。
<p>Q9) 現在の区民センター、スポーツセンター、屋内プール等の施設は、半永久的に特別区の施設として存続するの？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区民センターやスポーツセンター、屋内プール等、地域住民が利用している施設については、特別区設置の時点でそれまで大阪市が保有している施設を特別区に引き継ぎます。 ・その後は、特別区に引き継がれた施設について、各特別区において選挙で選ばれる区長と区議会が住民の意見を聴きながら、サービスの内容と水準をそれぞれ決めていくこととなります。 ・ただし、大阪府が実施してきた特色ある住民サービスについては、特別区の設置の日以後においても、地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、その内容や水準を維持するよう努めるものとしており、これらの施設についてもこの方針を踏まえて、それぞれの特別区において運営されていくものと考えています。
<p>Q10) 特別区の権限は、一般の市町村より小さいと聞いたけど、本当はどうかの？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪の特別区は、一般の市町村と比べて権限が小さいということはありません。 ・大阪の特別区は住民に身近な事務を行う基礎自治体ですが、中核市並みの権限を基本とし、特別区毎に保健所や児童相談所を設置するなど、一般の市町村と比べて、多くの点で権限の範囲は広がっています。 ・なお、大阪全体の成長やまちづくり、都市の安心・安全に関わる事務については、一般の市が担っている事務（消防や上下水道、都市計画の用途地域など）であっても、都市としての一体性等の観点から大阪府が担うこととしています。